



島根県報

令和3年3月31日（水）

号外第43号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

内水面における遊漁規則の変更の認可（8件）

（水 産 課） 2

告 示

島根県告示第230号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

斐伊川漁業協同組合 島根県雲南市三刀屋町下熊谷1272番地5

2 漁業権の免許番号

内共第2号

3 変更の内容

遊漁料の額の変更、遊漁料の額の減免規定の変更

(変更前)

第1条～第5条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁する場合で斐伊川漁業協同組合事務所及び当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
通常 漁場	あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい	投網、たも網、箱笠	1日	2,000円
			1年	10,000円
	もくずがに	投網、たも網	1日	2,000円
			1年	10,000円
	あゆ	手網、竿釣	1日	1,000円
			1年	7,000円
	やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）	手釣、竿釣	1日	1,500円
1年			6,000円	
うなぎ、こい、ふな、うぐい、もくずがに	手釣、竿釣	1日	800円	
		1年	4,000円	
全魚種	舟（ボートを含む。）使用	1年	上記遊漁料に加算 3,000円	

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表の右欄のとおりとする。

未就学の幼児	無料
小学生	無料
中学生	無料（但し、溪流釣、投網漁法については第1項に規定する額の1/2に相当する額）
肢体不自由者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

3 (略)

第7条～第10条 (略)

(変更後)

第1条～第5条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁する場合で斐伊川漁業協同組合事務所及び当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
通常 漁場	あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい	投網、たも網、箱笊	1日	1,500円
			1年	10,000円
	もくずがに	投網、たも網	1日	1,500円
			1年	10,000円
	あゆ	手網、竿釣	1日	1,500円
			1年	7,000円
	やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)、ごぎ(いわなを含む。)	手釣、竿釣	1日	1,500円
1年			7,000円	
うなぎ、こい、ふな、うぐい、もくずがに	手釣、竿釣	1日	800円	
		1年	4,000円	
全魚種	舟(ボートを含む。)使用	1年	上記遊漁料に加算 3,000円	

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表の右欄のとおりとする。ただし、身体障がい者は身体障害者手帳の所持者に限る。

未就学の幼児	無料
小学生	無料
中学生	無料(ただし、溪流釣、投網漁法については第1項に規定する額の1/2に相当する額)
身体障がい者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

3 (略)

第7条～第10条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和4年1月1日

島根県告示第231号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸山達也

1 漁業権者の名称及び住所

神戸川漁業協同組合 島根県出雲市下古志町1655番地3

2 漁業権の免許番号

内共第3号

3 変更の内容

遊漁料の額の減免規定の変更

(変更前)

第1条～第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 (略)

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次表右欄の通りとする。

未就学の幼児	無料
小学生	無料
中学生	無料(但し、あゆ、うなぎ、ごぎ(いわなを含む。)、やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。))については一般と同額)
肢体不自由者	一般の1/2

3～5 (略)

第8条～第11条 (略)

(変更後)

第1条～第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 (略)

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次表右欄の通りとする。但し、身体障がい者は身体障害者手帳の所持者に限る。

未就学の幼児	無料
小学生	無料
中学生	無料(但し、あゆ、うなぎ、ごぎ(いわなを含む。)、やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。))については一般と同額)
身体障がい者	一般の1/2

3～5 (略)

第8条～第11条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和3年3月31日

島根県告示第232号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸山達也

1 漁業権者の名称及び住所

神西湖漁業協同組合 島根県出雲市神西沖町915番地1

2 漁業権の免許番号

内共第4号

3 変更の内容

遊漁料の額の減免規定の変更

(変更前)

第1条～第4条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

対象者	遊漁料
小学生・未就学の幼児・肢体不自由者	無料

3 (略)

第6条～第9条 (略)

(変更後)

第1条～第4条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。ただし、身体障がい者は身体障害者手帳の所持者に限る。

対象者	遊漁料
小学生・未就学の幼児・身体障がい者	無料

3 (略)

第6条～第9条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和3年3月31日

島根県告示第233号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

江川漁業協同組合 島根県邑智郡川本町大字因原567番地1

2 漁業権の免許番号

内共第5号

3 変更の内容

遊漁料の額の減免規定の変更

(変更前)

第1条～第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 (略)

2 (略)

3 次の表に掲げる者の遊漁料は、第1項の遊漁料にかかわらず次の表のとおりとする。

肢体不自由者でその手帳を携帯しているもの（あゆを対象とする遊漁を除く。）	無料
あゆを対象とする遊漁については一般の遊漁者の1/2の遊漁料とする。	
中学生以下	無料

4 (略)

第8条～第11条 (略)

(変更後)

第1条～第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 (略)

2 (略)

3 次の表に掲げる者の遊漁料は、第1項の遊漁料にかかわらず次の表のとおりとする。

身体障がい者でその手帳を携帯しているもの（あゆを対象とする遊漁を除く。）	無料
あゆを対象とする遊漁については一般の遊漁者の1/2の遊漁料とする。	
中学生以下	無料

4 (略)

第8条～第11条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和3年3月31日

島根県告示第234号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

八戸川漁業協同組合 島根県浜田市旭町本郷1268番地1

2 漁業権の免許番号

内共第6号

3 変更の内容

遊漁料の額の減免規定の変更、遊漁料の額の減免規定の廃止

(変更前)

第1条～第4条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 (略)

2 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の通りとする。

高校生以下の者	無料
70歳以上の老人（年齢の証明書を有する者） 但し、投網・たも網類等、網類による漁法は除く	所定の料金の2分の1

肢体不自由者（手帳を有する者）	所定の料金の2分の1
河川解放の日設定 魚種 あゆ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）を除く魚類 期間 7月20日から8月31日まで	無料

3 (略)

第6条～第9条 (略)

(変更後)

第1条～第4条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 (略)

2 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の通りとする。

高校生以下の者	無料
(廃止)	(廃止)
身体障がい者（手帳を有する者）	所定の料金の2分の1
河川開放の日設定 魚種 あゆ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）を除く魚類 期間 7月20日から8月31日まで	無料

3 (略)

第6条～第9条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和3年10月1日

島根県告示第235号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

周布川漁業協同組合 島根県浜田市金城町波佐イ98番地1

2 漁業権の免許番号

内共第7号

3 変更の内容

遊漁料の額の減免規定の変更、組合事務所の所在地の変更

(変更前)

第1条～第5条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を利用して、遊漁する場合で浜田市金城町波佐イ267番地10 周布川漁業協同組合において、納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、同一人が二種類以上の魚種について遊漁をする場合

又は、二種類以上の漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、その内の最も高い遊漁料を支払えば良い。（ただし特別遊漁料については加算。）なお、漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に500円を附加して得た額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
(略)	(略)	(略)	(略)

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、右欄のとおりとする。

(略)	(略)
小学生及び肢体不自由者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

3 (略)

4 前項の特別遊漁料は、次の場所において納付するものとする。

浜田市金城町波佐イ267番地10 周布川漁業協同組合

第7条～第10条 (略)

(変更後)

第1条～第5条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を利用して、遊漁する場合で浜田市金城町波佐イ98番地1周布川漁業協同組合において、納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、同一人が二種類以上の魚種について遊漁をする場合又は二種類以上の漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、その内の最も高い遊漁料を支払えば良い。（ただし、特別遊漁料は加算するものとする。）なお、漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に500円を附加して得た額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
(略)	(略)	(略)	(略)

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、右欄のとおりとする。

(略)	(略)
小学生及び身体障がい者（手帳所持者に限る。）	第1項に規定する額の1/2に相当する額

3 (略)

4 前項の特別遊漁料は、次の場所において納付するものとする。

浜田市金城町波佐イ98番地1 周布川漁業協同組合

第7条～第10条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和3年3月31日

島根県告示第236号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸山達也

1 漁業権者の名称及び住所

三隅川漁業協同組合 島根県浜田市三隅町三隅1431番地

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

遊漁料の額の減免規定の変更、禁止区域の追加

(変更前)

第1条～第4条 (略)

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄の漁法は、ウ欄の区域内及びエ欄の期間において、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁法	ウ 区域	エ 期間
(略)	(略)	(略)	(略)
ごぎ (いわなを含む。)	手釣 竿釣	益田市美都町板井川地内正 本橋下流端より上流に至る 区域	1月1日から12月31日まで

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の右欄のとおりとする。

小学生・未就学の幼児	無料
中学生	1年500円
肢体不自由者	第1項に規定する額の2分の1に相当する額

3 (略)

第8条～第11条 (略)

(変更後)

第1条～第4条 (略)

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄の漁法により、ウ欄の区域内及びエ欄の期間において、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁法		ウ 区域	エ 期間
(略)	(略)		(略)	(略)
ごぎ (いわなを含む。)	手釣 竿釣	板井川	益田市美都町板井川地内正 本橋下流端より上流に至る 区域	1月1日から12月31日まで
		小角川	浜田市弥栄町三里地内笠松 橋下流端より上流に至る区 域	
		岩倉谷川	浜田市弥栄町三里地内横谷 橋下流端より上流に至る区 域	

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の右欄のとおりとする。

小学生・未就学の幼児	無料
------------	----

中学生	1年500円
身体障がい者（手帳所持者に限る。）	第1項に規定する額の2分の1に相当する額

3 (略)

第8条～第11条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和3年3月31日

島根県告示第237号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

高津川漁業協同組合 島根県益田市神田町イ614番地

2 漁業権の免許番号

内共第9号

3 変更の内容

遊漁料の額の減免規定の変更、制限期間の変更

(変更前)

第1条～第4条 (略)

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～チ (略)	(略)	(略)	(略)
リ あゆ友釣を除くあゆ漁法	高津川	鹿足郡津和野町日原、法師橋上流端より400m上流の地点から、同橋下流端より600m下流に至る区域	8月15日正午から午後5時までを除く 5月1日から9月15日午前5時まで
ヌ～オ (略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 (略)

2 次に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず下記のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 身体障がい者で一肢以上の機能を失った者は第1項及び第2項に規定する額の半額とする。

3～5 (略)

第8条～第11条 (略)

(変更後)

第1条～第4条 (略)

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～チ (略)	(略)	(略)	(略)
リ あゆ友釣を除くあゆ漁法	高津川	鹿足郡津和野町日原、法師橋上流端より400m上流の地点から、同橋下流端より600m下流に至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ヌ～オ (略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 (略)

2 次に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず下記のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 身体障がい者(手帳所持者に限る。)は第1項及び第2項に規定する額の半額とする。

3～5 (略)

第8条～第11条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和3年3月31日